

# 令和7年度 産業振興のための 支援事業のお知らせ

## 令和7年4月1日受付開始



登米市は、地域資源を活かし魅力ある元気な産業を「つくる」まちづくりのため、各種支援事業を実施しています。

今回のお知らせのほか、新たに追加された支援事業については、市の広報紙やホームページ、産業振興メールマガジンなどで随時お知らせします。

※**予算がなくなり次第受付を終了**する支援事業もありますのでご注意ください。

※**受付期間が4月1日から4月15日（申請額が予算額を超える場合）**

までの支援事業があります。**詳しくは各支援事業**をご確認ください。

なお、予算額を超えない場合は4月16日以降も申請を受付します。



## 支援情報一覧



- ① 農業担い手の育成に関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- ② 産業振興メールマガジンの配信について・・・・・・・・・・・・ P 2
- ③ スマート農業に関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- ④ 園芸振興・環境保全型農業に関する支援・・・・・・・・・・・・ P 4
- ⑤ 畜産振興に関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- ⑥ 多様なビジネスのステップアップに関する支援・・・・・・・・ P 6～P 7
- ⑦ 林業振興・有害鳥獣被害防止に関する支援・・・・・・・・・・・・ P 8

**問い合わせ先** 登米市産業経済部 〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場18番地

①、②に関すること **産業総務課** TEL：0220-34-2716 FAX：0220-34-2802  
メールアドレス：sangyosomu@city.tome.miyagi.jp

③、④、⑤に関すること **農政課** TEL：0220-34-2713 FAX：0220-34-2802  
メールアドレス：nosei@city.tome.miyagi.jp

⑥に関すること **地域ビジネス支援課** TEL：0220-34-2706 FAX：0220-34-2802  
メールアドレス：chiikibusiness@city.tome.miyagi.jp

⑦に関すること **農林振興課** TEL：0220-34-2709 FAX：0220-34-2802  
メールアドレス：norinshinko@city.tome.miyagi.jp

# ①農業担い手の育成に関する支援

問い合わせ 産業総務課  
TEL : 0220-34-2716



## 多様な担い手育成支援事業

- **事業概要** | 水田農業用機械の取得経費への支援
- **補助金額** | 対象経費の**1/6以内**  
限度額**20万円**
- **他要件等** |
  - ・水田の米形態作付面積が2ha以上の販売農家で、今後5年以上営農を継続すること
  - ・地域計画に位置付けられた担い手ではないこと
  - ・1台当たりの金額が30万円以上
  - ・過去に本事業を利用していないこと

※受付期間は**4月1日～4月15日**で、申請額が予算額を超える場合は採択制となります。  
事業の詳細については下記QRコードでのご確認もしくはお問い合わせください。

詳しくはこちらをご覧ください



## 経営継承・発展支援事業

- **事業概要** | 地域計画に位置付けられた担い手から経営を継承した後継者等が行う経営発展の取組を支援
- **補助金額** | 限度額**100万円**
- **対象経費** | 研修費、機械装置等費、広報費、委託費または外注費など
- **他要件等** |
  - ・対象期間において地域農業の担い手の先代事業者（青色申告者）から経営の主宰権の移譲を受けた後継者。
  - 他要件あり、詳しくは下記QRコードでのご確認もしくはお問い合わせください。

※この事業は国の支援事業であり、通年で申請を受け付けてはおりません。要望受付が始まりましたらホームページ等でお知らせします。

詳しくはこちらをご覧ください



## 登米農業マイスター事業

- **事業概要** | 市内で生産技術の向上を目指す新規就農者等（指導対象者）に対して、多年の経験と卓越した技術・技能を有する登米農業マイスターが個別技術指導を行い、就農者の生産技術の向上を支援。  
※マイスターは指導農業士や農協部会長等に依頼します。
- **事業内容** | 対象者1人に対し年3回程度の個別技術指導を実施します。
- **対象要件** | 指導対象者は下記の要件を満たす方となります。
  - ①非農家出身者等で就農5年以内の者
  - ②農家子弟であるが両親と異なる部門で営農する就農5年以内の者
  - ③新たな部門を立ち上げて5年以内の者
  - ④新規就農者育成総合対策事業を受給している者
  - ⑤その他、自営就農に必要な経営基盤が整っており、普及センター、産業総務課、農協及び農業委員会が適当と認めた者



# ②産業振興メールマガジンの配信について

問い合わせ 産業総務課  
TEL : 0220-34-2716

産業経済部では、市内事業者向けの支援事業の募集や講習会・セミナーの案内など、市の独自施策の紹介をはじめ、国・県などから提供される各種情報を登録者にお届けするメールマガジンの配信を実施しています。  
※申請期間が短いなどの理由により、メールマガジンでのみお知らせする場合がありますので、ぜひご活用ください。

## 配信情報

国、県、関係機関からの情報も含め、下記情報を随時お知らせします。

- ・補助事業、公募事業等の情報
- ・講習会、セミナー等の関係情報
- ・新しい動き、タイムリーな情報
- ・その他、特に有益と思われる情報



詳しくはこちらをご覧ください

## スマート農業等普及推進事業

### スマート機械等整備事業

●**事業概要** | ICT・IoT等の最先端技術を活用したスマート農業機械の導入及び県のRTK基地局利用に向けた既存システムバージョンアップ等への支援

●**補助金額** | 対象経費の**30%**以内  
限度額**50万円**

●**対象経費** | ドローン、自動操舵機器等の導入及び県が整備したRTK基地局利用のための既存システムバージョンアップに要する経費ただし、中古機械、パソコン、スマートフォンの購入費用及び前年度において同補助金の対象となり、購入した機器と同種の機器の購入費用を除く

●**他要件等** | ・対象経費が50万円以上であること  
・水稲・土地利用型作物・その他露地園芸作物にあたっては5ha以上、施設園芸作物にあたっては20a以上作付面積があること

※受付期間は**4月1日～4月15日**となります。申請は受付順とし、申請額が予算額を超える場合は採択制となります。事業の詳細については下記QRコードでのご確認もしくはお問い合わせください。



詳しくはこちらをご覧ください



※事業完了後、実績として利用状況報告書及び財産管理台帳（写）を耐用年数の期間提出していただきます。

## 宮城県RTKシステム利用案内

問い合わせ 宮城県農政部農業振興課  
TEL: 022-211-2833  
東部地方振興事務所登米地域事務所  
TEL: 0220-22-3535

宮城県では、スマート農業を推進するため、県内7箇所にてRTK基地局を設置し、令和5年4月1日から配信サービスを開始しました。

### 運用の概要

- 配信方式 Ntrip方式（インターネット回線によるデータ配信）  
※通信には、OSがAndroid対応のスマートフォンやタブレット端末、通信機器等が必要です。
- 契約期間 利用契約日から令和10年3月31日まで
- 利用者負担金（年間負担額）  
ID発行1つ目（1台目） 2万円（税込）/台  
ID発行2つ目以降（2台目以降）1万円（税込）/台  
※利用期間の区切りは、4月1日から翌年3月31日（年度単位）です。
- 利用申込 通年受付（毎月20日〆として、ID、パスワードを発行）
- 申込先 公益社団法人みやぎ農業振興公社

詳しい運営内容及び利用申し込みについては、県庁農政部農業振興課またはみやぎ農業振興公社ホームページをご覧ください。



詳しくはこちらをご覧ください



## ④園芸振興・環境保全型農業に関する支援

問い合わせ 農政課  
TEL : 0220-34-2713

### 高収益作物転換等推進事業

#### 園芸用ハウス整備事業

- **事業概要** | ①新設ハウスの整備と附帯設備導入への支援  
②園芸栽培用ハウスの外張りビニール、内張りカーテン等の張り替えへの支援
- **補助金額** | ①ハウス整備、附帯設備導入 ②ビニールの張り替え  
対象経費の**20%**以内 限度額**100万円** 対象経費の**20%**以内 限度額**50万円**  
※青年等就農計画認定者は限度額特例あり
- **対象経費** | ①新設ハウス及び附帯設備（換気、電気、水道設備等）の導入に要する経費  
②園芸栽培用ハウスの外張りビニール、内張りカーテン等の張り替えに要する経費
- **他要件等** | ・販売を目的とした園芸作物の生産に要する施設  
・ハウスの面積は99㎡以上  
・年間あたり概ね6か月以上の利用期間があること

#### 園芸用機械整備事業

- **事業概要** | 園芸用機械の導入への支援
- **補助金額** | 対象経費の**20%**以内 限度額**100万円**  
※青年等就農計画認定者は限度額特例あり
- **対象経費** | 畝立機、防除機、予冷库等の整備に要する経費
- **他要件等** | ・販売を目的とした園芸作物の生産に要する機械  
・対象経費20万円以上であること  
・既存機械の更新及び中古機械の購入は対象外



詳しくはこちらをご覧ください

※事業完了後、実績として事業報告書及び財産管理台帳を3年間提出していただきます。

### 有機農業産地づくり推進事業

#### 環境保全型農業認証・検査等支援事業

- **事業概要** | 国際水準GAP及び有機JAS、県認証等の認証取得及び更新並びに各種認証制度の資格取得の支援

#### 高度な認証の取得及び更新について

- **補助金額** | 取得時：対象経費の**3/4**以内  
更新時：対象経費の**1/2**以内  
※いずれも限度額なし
- **対象経費** | 国際水準GAP、有機JAS、県認証等の高度な認証の取得及び更新に要する経費
- **他要件等** | 農業者、農業法人、農業者で組織する団体

※原則として、認証申請前に本事業を申請していただきますが、県認証の場合のみ年度をまたいでの申請となる場合は、経費の納入前までに申請書を提出してください。

#### 各種認証制度の資格取得について

- **補助金額** | 対象経費の**1/2**以内  
※限度額なし
- **対象経費** | 各種認証制度（JGAP指導員等）の資格取得に要する経費



詳しくはこちらをご覧ください

## ⑤畜産振興に関する支援

問い合わせ 農政課  
TEL : 0220-34-2713

### 畜産総合振興対策事業

#### 優良乳用牛確保対策事業

- **事業概要** | 畜産農家等が行う優良な乳用牛の導入への支援
- **補助金額** | 1頭当たり**3万円**以内
- **対象経費** | 県外からの乳用牛の導入に係る経費
- **他要件等** |
  - ・登録書及び購買証明書を有すること
  - ・初妊牛であること
  - ・着地検査（ヨーネ病）を受けること
  - ・1戸当たり年間3頭以内とする

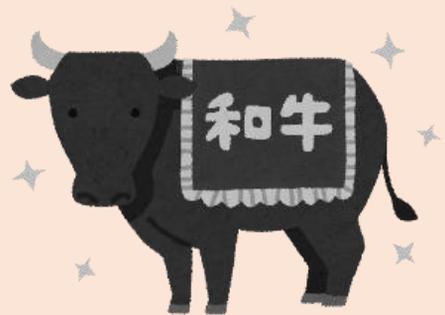
#### 肥育素牛導入事業

- **事業概要** | 登米市産肉用牛のブランド化を目指すために、畜産農家等が行う肥育素牛の導入への支援
- **補助金額** | 1頭当たり **1万3千円** 以内  
※種雄牛が「安百合幸」「茂福久」の場合、**1万円**以内を加算する
- **対象経費** | 肥育牛の導入に係る経費
- **他要件等** |
  - ・子牛市場（成畜・IVF市場等を除く）での購入牛であること
  - ・市内産黒毛和種で子牛登記書を有すること
  - ・1戸当たり年間10頭以内とする
  - ・ただし、種雄牛が「安百合幸」「茂福久」の子牛は4頭以内とし、年間対象頭数の10頭に含まれる

#### 繁殖素牛導入事業



- **事業概要** | 登米市産肉用牛のブランド化を目指すために、畜産農家等が行う優良繁殖素牛の導入及び保留への支援
- **補助金額** | 1頭当たり**1万3千円**以内  
※種雄牛が「安百合幸」「茂福久」の場合、**1万円**以内を加算する
- **対象経費** | 繁殖雌牛の導入及び保留に係る経費
- **他要件等** |
  - ・市内産雌子牛で登記書を有すること
  - ・優良子牛保留選定会合格牛または産子検査合格牛（いずれもA3級以上）であること
  - ・子牛市場（成畜・IVF市場等を除く）での購入牛であること
  - ・1戸当たり年間2頭以内とする
  - ・自家保留の場合は12か月経過時点で補助対象



詳しくはこちらをご覧ください



# ⑥多様なビジネスのステップアップに関する支援

問い合わせ  
地域ビジネス支援課  
TEL: 0220-34-2706

## ビジネスチャンス支援事業【産業支援】

市内在住の個人又は市内に主たる事業所を有する法人若しくは団体が対象となります。

### 商品開発・商品力向上支援事業

- **事業概要** | 加工品の開発や包装資材の製作等を実施する方への支援
- **補助金額** | 対象経費の1/3以内 限度額**30万円**
- **対象経費** | 講師の謝金や旅費、試作品開発費、成分分析費、ホームページ作成委託料、パッケージ開発費、商品パンフレット製作費等



### 地域資源有効活用施設・機械整備支援事業

- **事業概要** | 地域資源を活用するビジネスの事業化や拡充に必要な施設・機械等の整備を実施する方への支援
- **補助金額** | 対象経費の1/3以内 限度額**130万円**
- **対象経費** | 製造・保管・製品に係る機器等。ただし、事務用什器・機器、冷暖房設備や家庭用電化製品等汎用性のあるものは対象外
- **他要件等** | 補助金額が**100万円を超える場合**は、**3人以上**で組織する任意の団体若しくは法人が対象  
機器、機械及び設備の更新については、性能向上並びに事業規模拡大につながる場合のみ対象



### 店舗イメージアップ支援事業

- **事業概要** | 事業に使用している自己所有物件の集客効果を高めるための店舗づくりを行う方への支援
- **補助金額** | 対象経費の1/3以内 限度額**50万円**
- **対象経費** | 既存店舗の改修、その他店舗のイメージアップに要する経費等。  
ただし、事務用什器・機器、家庭用電化製品等汎用性のあるものは対象外
- **他要件等** | 機器、機械及び設備の更新については、性能向上並びに事業規模拡大につながる場合のみ対象



### マーケット開拓・人材育成支援事業

- **事業概要** | 新規マーケットの開拓や人材育成を行う方への支援
- **補助金額** | 対象経費の1/3以内 限度額**30万円**
- **対象経費** | 商談会出展料、試供品作成料、運送料、謝金、旅費、会場等の借上料、受講料等 ※輸出関係を含む

### まとめりステップアップ支援事業

- **事業概要** | 経営の改善や向上に必要な法人化を行う方への支援
- **補助金額** | 対象経費の1/3以内 限度額**20万円**
- **対象経費** | 法人化に係る定款認証料、司法書士業務代理手数料、登記申請費等

詳しくはこちらをご覧ください



(注) 本補助金の活用は、すべてのメニュー共通で**同年度一回限り可能**（創業・空き店舗活用を含む）

(注) 申請をご検討の際は、**事前にご相談**を行っていただくようお願いいたします

# ビジネスチャンス支援事業【創業支援、空き店舗活用支援】

※収益事業を行わない特定非営利活動法人は補助対象外となります。

## 創業支援

市が開催する審査会で認定を受け、令和8年の3月末までに新たに起業・創業（第2創業を含む。）を行い、事業の完了までに市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所を有する法人が**対象**となります。

●**事業概要** | 市内において起業・創業を行う方への支援

●**補助金額** | 対象経費の**2/3**以内 限度額**200万円**

●**対象経費** | 設備費、人件費、仕入れ・材料費、謝金、旅費、店舗等借上料、委託費、消耗品費等

●**他要件等** | 事業者は審査会（**6月末**実施予定）で認定。**公募期間**は**5月末**までとなります。



詳しくはこちらをご覧ください



## 空き店舗活用支援

**小売業、飲食業**を新たに営む新規出店者又は既に市内に主たる事業所を有し、新たに2店舗目を出店する個人又は法人が**対象**となります。

●**事業概要** | 市内にある空き店舗を賃借して新たに事業を実施する方への支援

●**補助金額** | ①改修費支援 対象経費の**1/3**以内 限度額**50万円**

②家賃支援 対象経費の**1/3**以内 限度額月額**2万円（12か月間交付）**

●**対象経費** | ①改修費支援 改修費、設備費、設計費等  
ただし、事務用什器・機器、家庭用電化製品等汎用性のあるものは対象外  
②家賃支援 申請をした日の属する月から12か月間の賃借料



詳しくはこちらをご覧ください



## 中小企業振興資金融資制度

●**事業概要** | 市内事業者の皆様へ、信用保証料の負担がない低利の融資をあっせんします。  
また、支払った利子についても一部補助されますので、資金繰りの安定化や設備投資をお考えの方は是非ご活用ください。

●**資金用途** | 運転資金、設備資金（併用可）

●**融資限度** | 限度額**2,000万円** 貸付利率：年**1.7%**

●**償還期間** | 運転資金7年以内、設備資金10年以内、併用7年以内

●**他要件等** | 信用保証料は市で全額を負担  
| 初回利子償還日から12か月間に支払った利子の一部を補助（支払利子額の**1/2**以内）



詳しくはこちらをご覧ください



※お申込みは**金融機関経由**となります。  
また融資には金融機関所定の**審査**があります。

# ⑦林業振興・有害鳥獣被害防止に関する支援

問い合わせ 農林振興課  
TEL: 0220-34-2709

## 魅せる登米材活用促進事業

● **事業概要** | 市内産木材を主要構造部材の50%以上に使用し、市内で居住用の住宅を新築等する場合に支援

● **補助金額** | **【新築、増築、購入の場合】**

市内産木材材積使用量により支援	2万円以内/m <sup>3</sup> (上限: 30万円)
○認証材使用加算	5千円以内/m <sup>3</sup> (上限: 10万円)
○羽目板、床材使用加算 (杉材)	1千円以内/m <sup>2</sup> (上限: 5万円)
○羽目板、床材使用加算 (広葉樹材)	4千円以内/m <sup>2</sup> (上限: 15万円)
○市内製材所活用加算	15万円 (定額)
主要構造部材の50%以上を市内製材所から購入	※補助金は千円未満切り捨て

**【改修の場合】**

市内産木材を利用した羽目板、床材の合計使用面積が40m<sup>2</sup>以上の場合

10万円 (定額) ※補助金は千円未満切り捨て

● **対象経費** | 市内産木材を主要構造部材として50%以上使用した、木造軸組工法による自己の居住用住宅、自らが営む店舗及び事務所並びに集会施設の新築・増築または購入

● **他要件等** | ○申請は、住宅等建築完了後12か月以内  
○購入の場合、住宅等建築完了前に売買契約締結が必要

詳しくはこちらをご覧ください



## 森林認証取得支援事業

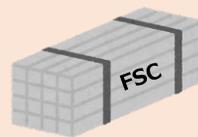
● **事業概要** | FSC森林認証COC認証の新規取得及び継続取得への支援

● **補助金額** | 対象経費の1/2以内 (継続取得は、1/3以内)

● **対象経費** | 認証機関に支払う審査に要する経費

● **補助期間** | 認定期間1期分 (3年間)

● **他要件等** | 市内に事業所を有する製材・加工・販売流通業者が対象



## 防護柵等設置事業

● **事業概要** | 有害鳥獣による農作物被害及び生活環境被害を防止するための防護柵等設置に要する費用への支援

● **補助金額** | 対象経費の1/2以内 限度額 10万円 ※補助金は千円未満切り捨て

● **対象経費** | 電気柵、金網柵、ネット柵、防鳥ネット等の購入及び設置に要する経費

● **他要件等** | 市内に耕作地、所有地を有する個人及び法人が対象



## 狩猟者確保対策事業

● **事業概要** | 有害鳥獣被害対策に従事する担い手を確保するため、狩猟免許取得等に要する費用への支援

● **補助金額** | 対象経費の全額 限度額 5万円

● **対象経費** | 新たに狩猟免許を取得するために要する経費で下記に該当するもの

○講習会の受講料 ○狩猟免許試験の手数料 ○猟銃所持許可に要した手数料等

● **他要件等** | 市内に住所を有する個人で、狩猟免許取得後は登米市鳥獣被害対策実施隊員として従事し、協力していただきます。

詳しくはこちらをご覧ください



## 箱わなの貸出

● **事業概要** | ハクビシン、タヌキによる農作物被害等がある場合、捕獲用の箱わなの貸出を行っています。箱わなを借りたい場合には、申請が必要となりますので、最寄りの各総合支所市民課または産業経済部農林振興課へお問い合わせ願います。 ※使用に際しては、狩猟免許は必要ありません。

● **貸出金額** | 無料